

# 長谷戸小学校PTA規約

[令和8年4月最終改正]

## 第1章 総則

- 第1条 本会は長谷戸小学校PTAといい、事務所を東京都渋谷区恵比寿西1-23-1  
長谷戸小学校(以下、本校とする)におく。
- 第2条 本会は、本校児童の幸福と健全な成長を図ると共に、会員の親和を図り、会員の資質を高めることを目的とする。
- 第3条 本会は個人または団体に利用、干渉されない。また、学校の管理や人事に干渉しない。

## 第2章 活動方針

- 第4条 本会はその目的を達成するために、次のような活動を行う。
- (1)家庭と学校の連絡をより緊密にし、児童の幸福と健全な成長をはかること。
  - (2)児童の教育環境の整備・改善に関すること。
  - (3)地域と本校との連携活動を支援すること。
  - (4)会員の教養の向上と親睦に関すること。
  - (5)広報の編集発行に関すること。
  - (6)その他本会の目的達成のために必要なこと。

## 第3章 会員・会計

- 第5条 本会は本校児童の保護者、ならびに本校に勤務する教職員をもって組織する。  
ただし校長は会員とならない。
- 第6条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。
- 第7条 本会の会費は一家庭月額250円とし、年間12か月分を納入する。  
ただし、事情により運営委員会の議を経て免ずることが出来る。
- 第8条 転出入時の会費  
転入時、次回の一斉徴収時(5月・10月)より徴収する。  
転出時、返金対応はしない。
- 第9条 本会の会計は総会で選出された会計監査の監査を受ける。
- 第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員

- 第11条 本会に次の役員をおく。
- (1)会長1名(保護者)
  - (2)副会長7名(保護者6名・副校長)
  - (3)書記3名(保護者2名・教職員1名)
  - (4)会計3名(保護者2名・教職員1名)
  - (5)会計監査2名(保護者)
- 必要に応じて、会長補佐を若干名おくことができる。  
会長以外の役員については、必要に応じて若干名の増減を認める。
- 第12条 役員任期  
会長及び会長補佐の任期は1年とする。ただし3回に限り再任をさまたげない。  
会長及び会長補佐以外の任期は2年とする。補充役員は在任期間とする。
- 第13条 役員選出は次の方法による。
- (1)各学級より選出された代表1名、および教職員より選出された学級代表委員会が兼務し、役員候補推薦委員会を作る。

- (2) 役員候補推薦委員会は、会員の中から本人の承諾を得て会長、副会長、書記、会計、及び会計監査の候補を推薦し、紙面にて報告する。
- (3) 会長、副会長、書記、会計、及び会計監査は総会において選任する。補充役員の選任は運営委員会において行う。
- (4) 運営委員会の運営は別に定める。

第14条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は本会を総括代表し、総会・運営委員会・企画委員会を招集する。
- (2) 副会長、および会長補佐は会長を補佐し、会長の事故あるときは代理する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会の議事を記録し、本会の文書保管を行う。
- (4) 会計は本会の金銭収支を正確に記録し、総会に会計監査の監査を受けた決算報告をする。
- (5) 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

## 第5章 総務及び実行委員会

第15条 本会に総務、及び実行委員会を置く。

第16条 総務は、副会長、書記、及び会計をもって構成し、本会の庶務、経理、及び会員への会務報告を行う。

第17条 実行委員会は本会の活動の機関とし、会務を分業してその完全なる遂行をはかる。

実行委員会は、学級代表委員会、校外生活委員会、文化委員会、広報委員会、ながやと委員会、および天然芝連絡委員会とする。

各実行委員会の構成と仕事の分担は次のとおり。

### <学級代表委員会>

各学級より選出された1名の委員、及び教職員より選出された委員によって構成する。学級相互の連携、学級活動、及び学級構成相互の親睦の推進をはかる。また、校庭開放全般に伴う管理業務を担い、PTA役員候補推薦委員会として活動する。

### <校外生活委員会>

原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。児童の校外生活の安全と善導、地域相互の連携、及び地域活動の推進をはかる。

### <文化委員会>

原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。会員の教養を高める文化的活動、及び会員の親睦のための活動を行う。またサークル活動のサポートを行う。

### <広報委員会>

原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び1学年～5学年（翌年度に入学予定児童がいる会員のみ6学年も対象）より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。本活動への理解と協力を高めるための広報活動を行うとともに、本会のホームページに関する業務全般を行う。また学校ホームページ運営への協力をする。

### <ながやと委員会>

原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。本会が支援する地域と本校との連携活動、及び本会が支援する周年記念事業を、総務と共同して推進する。

### <天然芝連絡委員会>

原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。天然芝運営委員会ならびに天然芝管理委員会に出席し本会との連携を行い、天然芝の維持管理に関わる業務全般を行う。

## 第6章 会議

- 第18条 本会の会議は総会・運営委員会・企画委員会・実行委員会・学級会・役員候補推薦委員会とし、議決は出席者の過半数の賛成により決定する。  
ただし、必要に応じ運営委員会の議を経て、特別の会議を開くことができる。
- 第19条 総会は最高の議決機関全員で構成し、三分の一（委任状を含む）の出席によって成立し、毎年度はじめに開く。ただし、必要に応じ運営委員会の議を経て臨時総会を開くことができる。  
出席者は、保護者については一家庭を一会員として数える（委任状を含む）。  
総会の任務は次のとおりである。
- (1) 役員を選任
  - (2) 決算の承認、予算の決定
  - (3) 規約の決定、変更
  - (4) 年間活動計画案の承認
  - (5) その他重要な事項の決定
- 第20条 運営委員会は総会に代わる議決機関で、本会の役員・各実行委員長・もしくはその代理人・各学級代表・教職員代表で構成し、会長の招集によって開く。ただし、必要に応じ運営委員会の議を経て増員することができる。  
本会の役員、各実行委員長、各学級代表、教職員代表が未選出の場合は欠員を認める。また、構成員は代理人に委任することができる。  
運営委員会の任務は以下のとおりである。
- (1) 総会から委任された事項の決定
  - (2) 各種議案の審議決定
  - (3) 総会に提出する議案の審議
  - (4) その他必要な事項の決定
- 第21条 企画委員会は役員及び実行委員長をもって構成し、運営委員会に提案する予算案、その他必要事案の作成、及び整理をおこなう企画委員会は会長がこれを招集する。
- 第22条 実行委員会は次のようにして会務を遂行する。
- (1) 各実行委員会は委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。
  - (2) 実行委員会は、委員長の招集によって随時開く。
- 第23条 学級会は各学級の保護者と担任教員とで構成し、教育上の具体的な問題を協議し、児童の福祉、会員の教養及び親睦をはかる。
- (1) 学級代表の招集によって開き、必要により学年の学級が連合して開くことができる。
  - (2) 学級代表は運営委員の決定事項を報告すると共に、学級会の審議事項を運営委員会に報告する。
- 第24条 役員候補推薦委員会については別に定める。
- 第25条 会長は必要に応じ、運営委員会の議を経て地区集会を組織することができる。  
地区集会は、地域会員と地区担当の教員で構成し、児童の校外生活の善導と地域環境の向上及び会員の親睦をはかる。
- 第26条 校長は、どの会議にも参加し意見を述べるることができる。

## 第7章 サークル活動及びボランティア活動

- 第27条 会員は親睦、文化教養、体育向上などのためサークル活動を行うことができる。  
サークル活動の運営は別に定める。
- 第28条 会員が行う、第2条にそったボランティア活動は、本会から助成することができる。  
助成については別に定める。

## 第8章 個人情報の取扱い

- 第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、運営委員会が定める「個人情報取扱規則」によるものとする。

## 第9章 ホームページ運用

第30条 本会のホームページの運用・管理については、運営委員会が定める「ホームページ運用規程」によるものとする。

## 第10章 その他の事項

第31条 本会の活動を円滑にするために必要とされるPTA役員、委員、スタッフの選任に関し、本規約に記載がない事項については、運営委員会が定める「PTA役員、委員、スタッフ選任の細則」によるものとする。

第32条 本会の活動を推進するために必要とされる場合、運営委員会の議を経て臨時の実行委員会を置くことができる。

## 第11章 付則

(1)この規約は昭和56年4月1日から実施する。

(2)この規約の他、本会の運営に必要な細則は、運営委員会の議を経て別に定める。

(3)この規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

平成21年5月24日 一部改正

平成26年6月28日 一部改正

平成31年2月12日 一部改正

令和4年3月25日 一部改正

令和4年5月31日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正

## 役員候補推薦委員会細則

[平成31年2月12日最終改正]

1. 学級代表委員会が、役員候補推薦委員会を兼務する。
2. 委員の互選により、委員長1名(保護者)、副委員長1名を選出する。
3. 推薦委員会は広く会員の意見を取り入れるよう配慮し、候補者の選定にあたっては推薦委員会に一任する。
4. 役員候補は各学年に分散することが望ましい。
5. 推薦委員会は2月中旬までに推薦を終え、紙上総会で承認を求められるようにする。なお承認用紙の未提出者は、推薦委員会に委任することとみなす。

# PTA役員、委員、スタッフ選任の細則

【令和7年4月制定】

## 第1章 PTA会員の任務

### 1. 委員への就任

- (1) 会員は、児童の在籍期間中、在籍児童1名につき任期1年の委員に2回以上就任し、その任期を満了するよう努める。
- (2) 次の①ないし⑥に該当する会員については、委員への就任回数等を以下のとおりとする。
  - ① ながやと委員会及び天然芝連絡委員会の副委員長に就任した会員  
任期を2年とし、任期2年目は委員長に就任する。また、副委員長に就任した会員が任期を満了した場合、委員に2.5回就任したものとみなす。
  - ② 学級代表委員会の委員長(任期1年)に就任した会員  
任期を満了した場合、委員に2回就任したものとみなす。
  - ③ 前①②以外の委員会の委員長(任期1年)及び学級代表委員会の委員(任期1年)に就任した会員  
任期を満了した場合、委員に1.5回就任したものとみなす。
  - ④ 副会長(任期2年)に就任した会員  
任期を満了した場合、委員に6回就任したものとみなす。
  - ⑤ 書記及び会計(いずれも任期2年)に就任した会員  
任期を満了した場合、委員に5回就任したものとみなす。
  - ⑥ 会長(任期1年)に就任した会員  
任期を満了した場合、在任中に在籍した児童全員が卒業するまでの間、委員に就任する必要はない。
- (3) 在籍児童間における就任回数の割り付け  
会員が委員に在任中に2名以上の児童が在籍している場合、在籍児童間で就任回数を割り付けることができる。  
在籍児童間で就任回数を割り付ける場合、どの在籍児童に就任回数を何回分割り付けるのかにつき、役職に就任する年度の4月末までに学級代表委員宛に申告するものとし、一度申告した割り付けに関し変更はできないものとする。
- (4) 同一年度内における複数の委員への就任
  - ① 会員である保護者1名が、同一年度内に複数の委員会の委員を兼任することはできない。
  - ② 在籍児童1名に対し、会員1名及び会員と同一家庭内の保護者1名は、同一年度内にそれぞれ異なる委員会の委員に就任することができる。この場合、両名の就任回数を合算する。
  - ③ 在籍する児童が同一家庭内に2名以上いる場合、会員1名及び会員と同一家庭内の保護者1名は、同一年度内にそれぞれ異なる委員会の委員に就任することができる。
  - ④ 前②③の場合、両名が同時に委員長に就任することはできず、また、1名が委員長に就任し他方が学級代表委員に就任することもできない。

### 2. スタッフへの就任

- (1) スタッフは希望者が就任することを基本とする。希望者が必要人数に満たない場合、会員は、学級代表委員からの協力の呼びかけに可能な限り応じるよう努める。また、行事(イベント)日程が募集時に予め決定している場合は、該当日に実働可能な会員がスタッフに就任する。
- (2) 同一年度内における複数のスタッフへの就任
  - ① 会員である保護者1名は、同一年度内に複数のスタッフを兼任することができるが、委員に就任している会員である保護者1名が当該委員会に関するスタッフを兼任することはできない。ただし、委員である会員と同一家庭内の保護者は、委員である会員の所属する委員会に関するスタッフに就任することができる。
  - ② 在籍児童1名に対し、会員1名及び会員と同一家庭内の保護者1名は、同一年度内に同一のスタッフに就任することができる。
  - ③ 在籍する児童が同一家庭内に2名以上いる場合、会員1名及び会員と同一家庭内の保護者1名は、

同一年度内に同一のスタッフに就任することができる。

## 第2章 選任手続等

### 1. 委員

- (1) 就任希望者が選任すべき委員数に満たない場合の就任要請  
学級代表委員は、各会員の委員等就任回数を整理し、就任回数の少ない会員から優先して就任の要請を行う。就任回数が同一の会員については、当該会員の役員(副会長、書記、会計、会計監査)及び委員長への就任回数等を考慮して要請の順序を決定する。
- (2) 委員登録  
原則として、実働する保護者を委員登録する。ただし、不都合がある会員は予め学級代表委員に申し出るものとする。
- (3) 委員長及び副委員長の選任  
委員に就任した会員は、実行委員会に出席し、その席上で委員長及び副委員長を決定する。なお、1学年に在籍する児童が第一子である場合、当該会員は委員長に就任する必要はない。

### 2. スタッフ

スタッフは、就任希望者を優先して選任する。

就任希望者が必要人数に満たない場合、当該年度に委員に就任しておらず、過去の委員等就任回数が少ない会員から優先して就任の要請を行う。この場合、役員(副会長、書記、会計、会計監査)である会員に対しては、その在任期間中、要請を行わない。また、会長の任期を満了した会員に対しては、在任期間中に在籍した児童全員が卒業するまでの間、要請を行わない。

## 第3章 その他

### 1. 陸上記録会について

陸上記録会要員の選出については、学級代表委員と学校が連携して行うものとする。

### 2. 卒業対策について

卒業対策はPTA活動に含まれるものではなく、委員の人数や業務内容等、卒業対策に関わるすべての事項に本会は関与しない。

## 附則

1. 本細則は、令和7年4月1日より施行する。
2. 令和7年4月1日時点で在籍している児童に関する就任回数については、第1章の1の(2)を適用する。

令和8年4月 一部改正

## サークル活動細則

1. サークルは10名以上の会員で組織し、文化委員会に会員の名簿を提出し、文化委員会を通じて運営委員会の承認を得る。
2. サークルは文化委員会との連絡のもとで、自主的な運営をまかされる。
3. 各サークルには、運営委員会の決定により、補助金、及び大会参加費を出すことができる。
4. 承認された各サークルは、3月の運営委員会に、当該年度の活動報告を提出する。
5. PTA活動の運営に支障をきたすおそれのあるときは、会長は運営委員会の議を経てサークル活動を中止させることができる。
6. 各サークルには必要に応じ各サークルの部長会を招集し、意見交換することができる。

## ボランティア活動助成細則

[平成20年5月13日制定]

1. ボランティア活動に対する助成金は、運営委員会の決定により支給することができる。
2. ボランティア活動は、助成金を受けるにあたり、ボランティア参加者名簿、及び前年度の活動実績を運営委員会に提出する。

## PTA慶弔内規

[令和4年5月31日最終改正]

本会の会員で、下記に該当する場合は、それぞれの規定による見舞金を送る。

### 1. 弔意

- 会員が死亡した場合……10,000円
- 児童が死亡した場合……5,000円
- 主事及び関係者が死亡した場合……5,000円

### 2. 疾病

- 会員がPTA活動で障害を受けた場合……5,000円
- 児童が障害・疾病で1か月以上欠席の場合……3,000円
- 主事及びその関係者がPTA活動で障害を受けた場合……3,000円

### 3. 災害

- 会員が火災など災害を受けた場合

### 附則

1. 本規定の会員とは、保護者及び教職員[配偶者も含む]
2. 本規定は、集団罹災の場合は適用しない
3. 特別の場合、運営委員会で協議の上決定する
4. その他、緊急の場合は、会長、副会長が相談の上決定する
5. 本規定は、昭和61年4月1日より実施する

# 長谷戸小学校PTA個人情報取扱規則

【2024年4月制定】

## 《目的》

第1条 この個人情報取扱方法は、長谷戸小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

## 《指針》

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 《周知》

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

## 《利用目的》

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、徴収、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付・配信
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 総会の議決
- (5) 委任状の確認
- (6) 本会ホームページの作成・公開
- (7) 広報紙(紙媒体のみならず本会会員限定Web媒体を含む)の作成・印刷・配布・配信・公開
- (8) イベントの参加募集・出欠確認
- (9) スタッフ及びお手伝い(ボランティア)の募集・出欠確認
- (10) アンケートの回収
- (11) 校庭開放業務及び天然芝管理業務の運営
- (12) 上記の他、本会の運営・活動のため

## 《要配慮個人情報》

第5条 本会が個人情報の保護に関する法律第2条3項にいう要配慮個人情報等を収集する場合は、同法第20条2項の規定に従い、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

## 《同意の取り消し》

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。  
不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

## 《管理》

第7条 個人情報は、本会会長が適正に管理する。  
不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

## 《保管》

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

### 《第三者提供の制限》

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 《第三者提供に係る記録の作成等》

第10条 個人情報第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

### 《第三者提供を受ける際の確認等》

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

### 《秘密保持義務》

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

### 《情報開示等》

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

### 《漏えい時等の対応》

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会会長又は副会長に報告する。

### 《苦情の処理》

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### 附則

本取扱規則は、2024年4月1日より施行する。

2025年1月15日 一部改正

# 長谷戸小学校PTAホームページ運用規程

## 第1条 趣旨

本規程は、長谷戸小学校PTA(以下「本会」という。)におけるホームページ(以下「本ホームページ」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

## 第2条 ホームページ公開の目的

PTA活動情報を本会会員及び第三者に広く公開することで、保護者や地域の方々と親睦を深め、本会に対する理解と協力を得ることを目的とする。

## 第3条 運用責任者等

1. 本ホームページ運用の総括責任者は、本会会長とする。
2. 本会総務及び広報委員は、総括責任者を補佐する。

## 第4条 運用方針

1. 本ホームページは、本会会員及び第三者に広く公開する。ただし、本会活動のうち、守秘すべき事柄については、ID、パスワード等の制限を施し、関係者のみ利用できるものとする。
2. 本会は、本ホームページの安全性を確保するため、可能なかぎりの方策を講じる。
3. 本ホームページを編集するためには、ID、パスワード等の入力を要求する設定とする。

## 第5条 掲載情報の内容

本ホームページには、次に掲げる事項を掲載してはならない。総括責任者が掲載された情報に関して相応しくないと判断したときは、速やかに訂正し、又は削除する。

- 1) 本ホームページの目的としてふさわしくないもの
- 2) 著作権法その他の法令に違反するもの
- 3) 個人的な情報発信を目的とするもの
- 4) その他本規程の内容に違反するもの

## 第6条 本規程の見直し

PTA活動におけるホームページ運用の進展に伴い、本規程における事項の見直しが必要となったとき又は本規程に定めない事項が生じたときは、本会の運営委員会が改正を行う。

## 附則

本運用規程は令和7年3月12日より施行する。

令和8年4月 一部改正